

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）

1. 取組の推進に関する基本的考え方

群馬県では、過疎・高齢化、混住化が進む農村地域において、地域の共同活動によって支えられている農地、水路、農道等の地域資源の保全管理が困難となっている状況の中、水源のかん養、国土の保全、美しい景観や伝統文化の継承など、農業・農村の持つ多面的機能を保全する必要がある。また、「群馬県農業農村振興計画（平成28年3月策定）」において、共同活動による多面的機能の維持・発揮や、集落機能の発揮による地域農業の維持など、地域コミュニティによる農村資源の保全・継承を支援することとしている。

このような中、水路、農道等の老朽化、地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加に対応するため、地域主体による保全管理の取組みの強化が重要となっている。

このため、多面的機能の維持・発揮、並びに担い手への農地集積等の農業構造改革の後押しをする取組みに対し、多面的機能支払交付金により支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領（別記1-2）の活動指針を基礎として、多くの地域で取り組んでいる水路やため池の配水操作を追加し、地域の多様な実態を踏まえた取組みが可能となるよう設定する。

なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の基礎活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針の活動取組を1以上選択し活動するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

取組の追加

100

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路、ため池
活動項目	水路、ため池
取 組	<u>100 配水操作</u>
取組内容	<input type="checkbox"/> 配水操作 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—

101

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	共通
活動項目	共通
取 組	<u>101 積雪の対応</u>
取組内容	<input type="checkbox"/> 除排雪、融雪剤の散布 融雪による施設の法面等の浸食防止や、施設の適正な維持管理のため、施設やその周辺部の除排雪や融雪剤を散布すること。
活動要件	—

117

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	共通
活動項目	共通
取 組	<u>117 安全対策の実施</u>
取組内容	<input type="checkbox"/> 安全対策の実施 活動時の安全を確保するため、法面への小段や、蓋、看板等の設置など、危険が予想される箇所へ対策を行うこと。
活動要件	—

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

なし

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

群馬県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

群馬県の農地維持支払交付金の交付単価については、国で示した単価を準用し、表中の基本単価とする。

ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目の変更をする場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更

前の地目の単価を適用するものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3,000 円	1,500 円
	畑	2,000 円	1,000 円
	草地	250 円	125 円

③ 加算単価

事業計画に定める活動期間中に、対象組織において新たに小規模集落（多面的機能支払交付金実施要領に定める基準を満たす集落）が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

ただし、1 小規模集落当たりの交付額は、20 万円（うち国の助成 10 万円）／年を上限とし、1 対象組織当たりの交付額は、40 万円（うち国の助成 20 万円）／年を上限とする。

また、事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	1,000 円	500 円
	畑	600 円	300 円
	草地	80 円	40 円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項第 1 号の農用地のほか、下記のいずれかに該当する農用地を対象とする。

- ① 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条第 6 項第 1 号ロ、同法第 4 条第 6 項第 4 号のいずれかに該当し、市町村が多面的機能の発揮を図るために必要と認めた農地
- ② 市町村との契約、条例等により農地転用が制限されており、市町村が多面的機能の発揮を図るために必要と認めた農地

(4) その他必要な事項
なし

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領（別記 1－2）の活動指針を基礎として、地域の創意工夫を引き出し、地域の多様な実態を踏まえた取り組みが可能となるよう設定する。

なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

活動計画に位置づけられた施設について、計画的に点検診断を実施し、必要に応じて地域活動指針にある活動を実施する。

イ. 農村環境保全活動

地域活動指針の農村環境保全活動について、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

地域活動指針の多面的機能の増進を図る活動について、任意で取組内容を定めた上で、毎年度実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

なし

イ. 農村環境保全活動

区 分	取組内容の追加
活動指針の構成	実践活動
テ ー マ	景観形成・生活環境保全
取 組	45 植栽等の景観形成活動
取組内容	・ 農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）や、その施設周辺を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
取 組	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃
取組内容	・ 開水路、側溝等へゴミ等の異物の流入を防ぐため、蓋や柵の設置等の対策を行うこと。
活動要件	—

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

区 分	取組内容の追加
活動項目	多面的機能の増進を図る活動
取 組	53 農地周りの共同活動の強化
取組内容	・ 鳥獣被害防止のための対策施設の設置、害獣の捕獲や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。
活動要件	—

区 分	取組内容の追加
活動項目	多面的機能の増進を図る活動
取 組	59 都道府県、市町村が特に認める活動
取組内容	・農業水利施設や農村景観といった地域資源を活用し、施設見学会やワークショップ等、地域外からの交流人口の増加に資する活動を行うこと。
活動要件	－

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

群馬県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

群馬県の資源向上支払交付金の交付単価については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区（資源向上活動（共同）を5年間以上実施した地域又は資源向上活動（長寿命化）に取り組む地域。）については、基本単価に0.75を乗じた額とする。

継続地区が取組面積を拡大した場合、拡大した区域の交付単価は、原則、継続地区と同額の単価とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価 （共同活動及び資源向上活動（共同）を実施して5ヵ年経過していない地域）	田	2,400円	1,200円
	畑	1,440円	720円
	草地	240円	120円
継続地区単価 （共同活動及び資源向上活動（共同）を5年間以上実施した地域又は資源向上活動（長寿命化）に取り組む地域）	田	1,800円	900円
	畑	1,080円	540円
	草地	180円	90円

多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、上記単価に5/6を乗じた額とする。

③ 加算単価

ア. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取組を選択し、1取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない

対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組（ただし、広報活動を除く。）から2取組以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

継続地区については、基本単価に0.75を乗じた額とし、継続地区が取組面積を拡大した場合、拡大した区域の交付単価は、原則、継続地区と同額の単価とする。

適用	地目	資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	400円	200円
	畑	240円	120円
	草地	40円	20円

イ. 農村協働力の深化に向けた活動への支援

アの支援を受ける対象組織であって、次のa又はbのいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限リアの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

a 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合

b 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合。

継続地区については、基本単価に0.75を乗じた額とし、継続地区が取組面積を拡大した場合、拡大した区域の交付単価は、原則、継続地区と同額の単価とする。

適用	地目	資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	400円	200円
	畑	240円	120円
	草地	40円	20円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地のほか、下記のいずれかに該当する農用地を対象とする。

- ① 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロ、同法第4条第6項第4号のいずれかに該当し、市町村が多面的機能の発揮を図るために必要と認めた農地
- ② 市町村との契約、条例等により農地転用が制限されており、市町村が多面的機能の発揮を図るために必要と認めた農地

(4) その他必要な事項

なし

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

地域共同により管理している農地周りの水路、農道及びため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、群馬県では、耕作放棄地発生の未然防止や生産性の向上などを目的とし、畦畔の撤去や農地に係る施設として暗渠排水等施設についても、地域の合意により、対象施設とし、当該施設の補修、更新等を対象活動とする。

なお、農地に係る対象施設・対象活動については、水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を優先とし、地域の合意により、交付金の範囲の中で対象活動とすることができるものとし、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

①を満たす施設、活動において、bにより県の同意を得た場合、cの技術指導を受けることを条件に活動を実施できる。

b 内容について県知事と協議を求める場合の要件

以下のいずれかの要件である場合、県の同意の得たうえで、cの技術指導を受けることを条件に活動を実施できる。

- ・1件あたり2百万以上の活動が、当該認定期間内に他事業で事業化し完了することが、事業要件、県・市町村の予算状況又は事業執行体制から困難な場合。

c 県又は推進組織が行う技術的指導の内容

- ・県は、市町村から提出された長寿命化整備計画について、整備内容が適切か確認し、工事を実施するにあたり、対策工法や施工方法について技術的指導を行う。
- ・技術的指導は、状況に応じて、推進組織及び市町村と連携し実施するものとする。

d その他必要な事項

- ・特になし

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

ア. 取組内容の追加

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取 組	62 水路の更新
取組内容	<input type="checkbox"/> 水路の更新 ・水路の一部区間及び全区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 安全施設の設置 ・水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止、活動の事故防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。
活動要件	-
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
取 組	65 ため池の補修
取組内容	<input type="checkbox"/> 洗堀箇所 <small>の補修</small> ・ため池において、堤体や周辺岸が洗掘等により崩壊している場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。
取 組	65 ため池（附帯施設）の更新等
取組内容	<input type="checkbox"/> 安全施設の設置 ・ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止、活動の事故防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。
活動要件	-

イ. 取組の追加

102～107

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取 組	102 環境水路の補修等

取組内容	<u>□石張り水路などの自然環境型の施設の補修、設置</u> ・農村景観やホテルなどの生きものの生息などに配慮した石張り水路などを補修、設置等を行うこと。
取組	103 貯水槽の補修
取組内容	<u>□貯水槽の補修</u> ・貯水槽の破損や老朽化した箇所への補修等の対策を行うこと。
取組	104 水路法面の補修
取組内容	<u>□水路法面の補修</u> ・崩壊や侵食などにより、水路に影響を及ぼす箇所への補修等の対策を行うこと。
取組	105 柵の設置
取組内容	<u>□集水柵、分水柵の設置</u> ・適正な水管理のため、集水柵、分水柵を新たに設置すること。
取組	106 沈砂池の設置
取組内容	<u>□沈砂池の設置</u> ・ほ場から表土が流出し排水路や農道の機能に支障を来している場合、新たに沈砂池を設置することによる対策を行うこと。
取組	107 水路蓋の設置
取組内容	<u>□水路蓋の設置</u> ・土砂、落葉、雪等の水路内への流入により、水路を閉塞し越流し水路法面の破損、水路本体に影響を与える箇所へ新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。(土砂の流入防止)
活動要件	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 また、都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。

108

区分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路、ため池
活動項目	水路、ため池
取組	108 管理用地の舗装

取組内容	<input type="checkbox"/> 調整池の管理用地の舗装 ・調整池の管理用地が未舗装であるため、調整池の維持管理等に支障が生じている場合、舗装することによる対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> ため池の管理用地の舗装 ・ため池の管理用地が未舗装であるため、ため池の維持管理等に支障が生じている場合、舗装することによる対策を行うこと。
活動要件	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 また、都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。

109～110

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	道路
活動項目	道路
取 組	<u>109 待避所の設置</u>
取組内容	<input type="checkbox"/> 待避所の設置 ・ほ場内の狭小な耕作道路などにおいて、車両のすれ違いに支障を来している場合、新たに待避所を設置するなどの対策を行うこと。
取 組	<u>110 隅切り部の拡幅</u>
取組内容	<input type="checkbox"/> 交差点隅切り部の拡幅 ・ほ場内の狭小な耕作道路などが交差する場所における車輛の方向転換が困難な場合、交差点付近を拡幅するなどの対策を行うこと。
活動要件	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 また、都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。

111

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
取 組	<u>111 ため池の浚渫</u>

取組内容	<p><u>□ため池の浚渫</u></p> <p>・土砂等の堆積により貯水機能に障害が生じている場合、土砂等の浚渫を行うこと。ただし、浚渫した土砂等を適正に処理することが可能な場合に限る。</p>
活動要件	<p>原則として工事1件当たり2百万円未満とする。</p> <p>また、都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。</p>

112～117

区 分	活動項目の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	農地
取 組	<u>112 畦畔撤去、簡易整地</u>
取組内容	<p><u>□畦畔の撤去及び簡易整地</u></p> <p>・大区画化による作業効率の向上や耕作放棄地発生防止のために、狭小な区画の畦畔撤去や簡易整地を行う等の対策を行うこと。</p>
取 組	<u>113 暗渠排水の補修等</u>
取組内容	<p><u>□暗渠排水等の補修、設置</u></p> <p>・排水不良による湿害等を防止するために設置されている暗渠排水管等の補修、設置等の対策を行うこと。</p>
取 組	<u>114 給水栓等の補修等</u>
取組内容	<p><u>□給水栓等の補修、設置</u></p> <p>・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓、落水口、スプリンクラー等の補修、更新や作物の転換等により必要となった給水栓、スプリンクラー等を新たに設置すること。</p>
取 組	<u>115 進入路の補修等</u>
取組内容	<p><u>□進入路の補修、設置</u></p> <p>・進入路の路面の浸食、凹凸、破損などが見られる場合、敷砂利や舗装等の補修、設置等により対策を行うこと。</p>
取 組	<u>116 鳥獣害対策施設の補修等</u>

取組内容	<input type="checkbox"/> 鳥獣害対策施設の補修 <u>・鳥獣害防護柵に劣化、破損などが見られる場合、補修等の対策を行うこと。</u> <input type="checkbox"/> 鳥獣害対策施設の設置 <u>・鳥獣被害防止のため、防護柵の設置や更新等の対策を行うこと。</u>
取組	118 安全対策の実施
	<input type="checkbox"/> 安全対策の実施 <u>活動時の安全を確保するため、法面への小段や看板の補修、設置等、危険が予想される箇所へ対策を行うこと。</u>
活動要件	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 また、都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。

④ 対象施設・対象活動に関する指針（別紙3）

群馬県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地のほか、下記のいずれかに該当する農用地を対象とする。

- ① 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロ、同法第4条第6項第4号のいずれかに該当し、市町村が多面的機能の発揮を図るために必要と認めた農地
- ② 市町村との契約、条例等により農地転用が制限されており、市町村が多面的機能の発揮を図るために必要と認めた農地

(3) その他必要な事項

なし

5. 広域協定の規模

群馬県においては、下記のいずれかの指定地域を50ha以上有していれば、広域活動組織を設立することができるものとする。又は、いずれかの指定地域において協定に参加する集落が3集落以上ある場合も広域活動組織を設立することができる。

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- ② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域

- ③過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる地域を含む。）
- ④中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1（9）により知事が指定した自然的・経済的・社会的条件が不利な地域
- ⑤棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、群馬県、市町村、農業者団体及び集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、群馬県、市町村、農業者団体等から構成する群馬県水土里保全協議会を推進組織に位置付けることとする。

(2) 関係団体の役割分担

① 群馬県

- ア. 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づく基本方針を策定する。
- イ. 本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ウ. 群馬県の多面的機能支払の実施に関する要綱基本方針を策定する
- エ. 長寿命化整備計画の協議
- オ. 交付・申請事務
 - ・市町村から提出された申請書類の審査を行い、市町村へ多面的機能支払交付金の交付を行う。
- カ. 推進・指導
 - ・対象組織への説明会
 - ・活動に関する指導、助言
 - ・その他推進事業に必要な事項

② 市町村

- ア. 法に基づく促進計画を策定する。
- イ. 管内の活動組織の事業計画、広域活動組織の協定を認定する。
- ウ. 長寿命化整備計画の協議
- エ. 交付・申請事務
 - ・対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、多面的機能支払交付金の交付を行う。
- オ. 確認事務
 - ・毎年度、対象組織の活動の実施を確認し、県に報告する。
- カ. 推進・指導
 - ・対象組織への説明会
 - ・活動に関する指導、助言
 - ・その他推進事業に必要な事項

③ 群馬県水土里保全協議会

ア. 交付・申請事務

必要に応じ、市町村の交付・申請事務の補助業務を行う。

イ. 確認事務

必要に応じ、市町村の確認事務の補助業務を行う。

ウ. 推進・指導

- ・対象組織への説明会、研修会の開催
- ・活動に関する指導・助言
- ・普及・推進、適切な活動の実施のため、推進に関する手引き等の作成
- ・その他推進事業に必要な事項

(3) その他必要な事項

なし

7. その他

(1) 活動記録と金銭出納簿について

多面的機能支払交付金実施要領に規定された様式に加え、(参考3)の活動記録と金銭出納簿についても使用可能とする。

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

(参考3) 活動記録、金銭出納簿

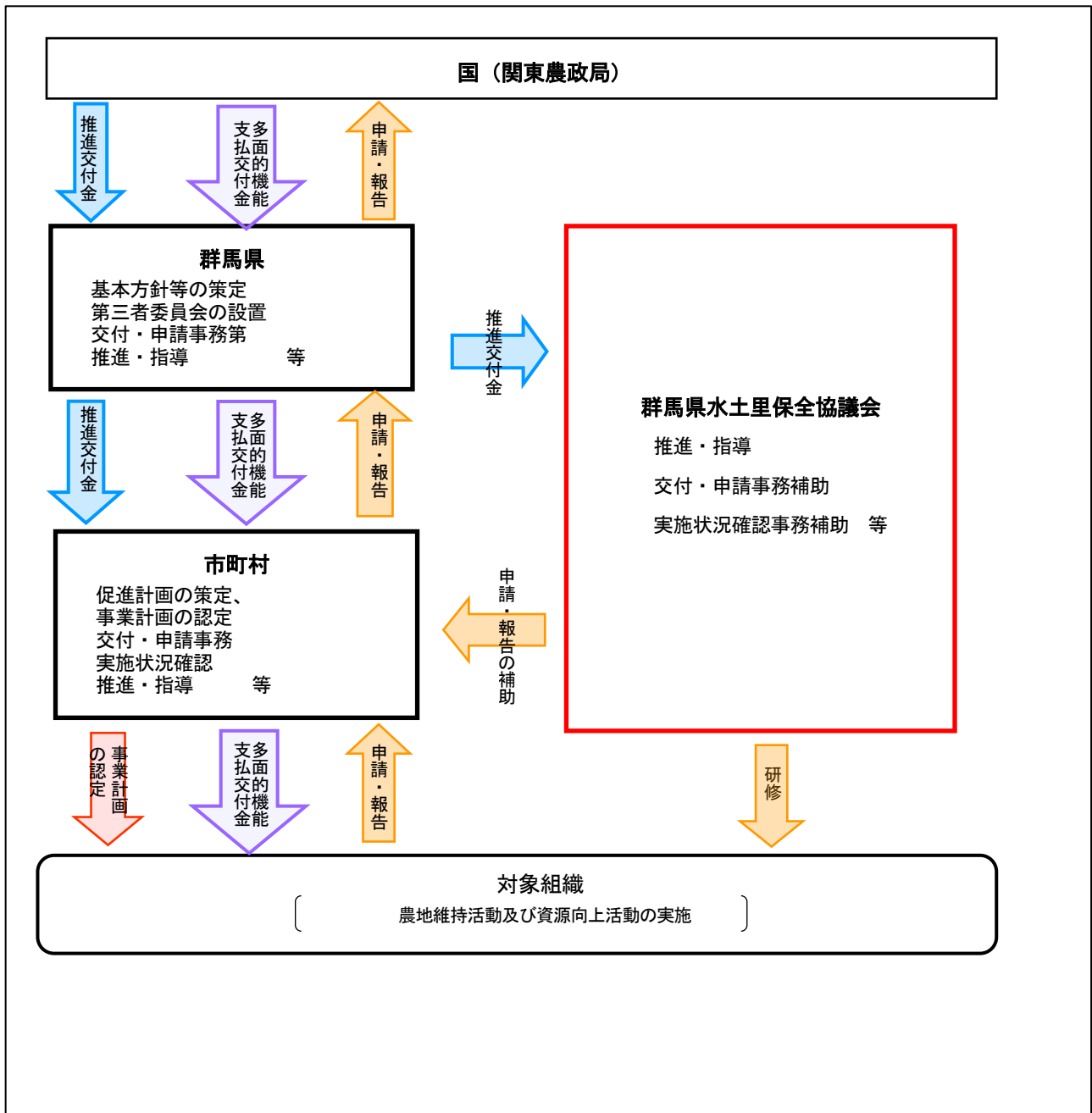
(参考1)

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	群馬県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金				
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. 事業計画の指導、認定				
(1) 事業計画の指導、認定		○		
(2) 長寿命化整備計画の協議	○	○		
6. 広域協定の指導、認定		○		
7. 実施状況確認、報告		○	○	
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成			○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援			○	
9. 交付・申請				
(1) 交付申請書等の審査	○	○	○	
(2) 通知・交付	○	○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項				
(1) 活動組織等へのフォローアップ	○	○		
(2) 新規の取組地区への普及・啓発	○	○	○	
(3) 事務支援ツールの開発・保守			○	

(注) 「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

(参考2)



(参考3)

〇〇 年度 多面的機能支払交付金 活動記録

活動実施日時			活動参加人数			活動内容				備考	
実施月日	実施時間		農業者	農業者以外	農業者以外	活動区分					
	開始時刻	実施時間				支払区分		活動項目			取組
			人	人	人	<input type="checkbox"/> 農地維持 <input type="checkbox"/> 資源向上(共同) <input type="checkbox"/> 長寿命化 <input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 点検 <input type="checkbox"/> 診断 <input type="checkbox"/> 啓発普及 <input type="checkbox"/> 事務処理	<input type="checkbox"/> 実践活動 <input type="checkbox"/> 軽微な補修 <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 会議	<input type="checkbox"/> 推進活動 <input type="checkbox"/> 補修/更新(長寿命化) <input type="checkbox"/> 増進活動 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 計画策定		
			人	人	人	<input type="checkbox"/> 農地維持 <input type="checkbox"/> 資源向上(共同) <input type="checkbox"/> 長寿命化 <input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 点検 <input type="checkbox"/> 診断 <input type="checkbox"/> 啓発普及 <input type="checkbox"/> 事務処理	<input type="checkbox"/> 実践活動 <input type="checkbox"/> 軽微な補修 <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 会議	<input type="checkbox"/> 推進活動 <input type="checkbox"/> 補修/更新(長寿命化) <input type="checkbox"/> 増進活動 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 計画策定		
			人	人	人	<input type="checkbox"/> 農地維持 <input type="checkbox"/> 資源向上(共同) <input type="checkbox"/> 長寿命化 <input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 点検 <input type="checkbox"/> 診断 <input type="checkbox"/> 啓発普及 <input type="checkbox"/> 事務処理	<input type="checkbox"/> 実践活動 <input type="checkbox"/> 軽微な補修 <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 会議	<input type="checkbox"/> 推進活動 <input type="checkbox"/> 補修/更新(長寿命化) <input type="checkbox"/> 増進活動 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 計画策定		
			人	人	人	<input type="checkbox"/> 農地維持 <input type="checkbox"/> 資源向上(共同) <input type="checkbox"/> 長寿命化 <input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 点検 <input type="checkbox"/> 診断 <input type="checkbox"/> 啓発普及 <input type="checkbox"/> 事務処理	<input type="checkbox"/> 実践活動 <input type="checkbox"/> 軽微な補修 <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 会議	<input type="checkbox"/> 推進活動 <input type="checkbox"/> 補修/更新(長寿命化) <input type="checkbox"/> 増進活動 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 計画策定		
			人	人	人	<input type="checkbox"/> 農地維持 <input type="checkbox"/> 資源向上(共同) <input type="checkbox"/> 長寿命化 <input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 点検 <input type="checkbox"/> 診断 <input type="checkbox"/> 啓発普及 <input type="checkbox"/> 事務処理	<input type="checkbox"/> 実践活動 <input type="checkbox"/> 軽微な補修 <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 会議	<input type="checkbox"/> 推進活動 <input type="checkbox"/> 補修/更新(長寿命化) <input type="checkbox"/> 増進活動 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 計画策定		
			人	人	人	<input type="checkbox"/> 農地維持 <input type="checkbox"/> 資源向上(共同) <input type="checkbox"/> 長寿命化 <input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 点検 <input type="checkbox"/> 診断 <input type="checkbox"/> 啓発普及 <input type="checkbox"/> 事務処理	<input type="checkbox"/> 実践活動 <input type="checkbox"/> 軽微な補修 <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 会議	<input type="checkbox"/> 推進活動 <input type="checkbox"/> 補修/更新(長寿命化) <input type="checkbox"/> 増進活動 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 計画策定		
			人	人	人	<input type="checkbox"/> 農地維持 <input type="checkbox"/> 資源向上(共同) <input type="checkbox"/> 長寿命化 <input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 点検 <input type="checkbox"/> 診断 <input type="checkbox"/> 啓発普及 <input type="checkbox"/> 事務処理	<input type="checkbox"/> 実践活動 <input type="checkbox"/> 軽微な補修 <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 会議	<input type="checkbox"/> 推進活動 <input type="checkbox"/> 補修/更新(長寿命化) <input type="checkbox"/> 増進活動 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 計画策定		
			人	人	人	<input type="checkbox"/> 農地維持 <input type="checkbox"/> 資源向上(共同) <input type="checkbox"/> 長寿命化 <input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 点検 <input type="checkbox"/> 診断 <input type="checkbox"/> 啓発普及 <input type="checkbox"/> 事務処理	<input type="checkbox"/> 実践活動 <input type="checkbox"/> 軽微な補修 <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 会議	<input type="checkbox"/> 推進活動 <input type="checkbox"/> 補修/更新(長寿命化) <input type="checkbox"/> 増進活動 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 計画策定		
			人	人	人	<input type="checkbox"/> 農地維持 <input type="checkbox"/> 資源向上(共同) <input type="checkbox"/> 長寿命化 <input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 点検 <input type="checkbox"/> 診断 <input type="checkbox"/> 啓発普及 <input type="checkbox"/> 事務処理	<input type="checkbox"/> 実践活動 <input type="checkbox"/> 軽微な補修 <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 会議	<input type="checkbox"/> 推進活動 <input type="checkbox"/> 補修/更新(長寿命化) <input type="checkbox"/> 増進活動 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 計画策定		
			人	人	人	<input type="checkbox"/> 農地維持 <input type="checkbox"/> 資源向上(共同) <input type="checkbox"/> 長寿命化 <input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 点検 <input type="checkbox"/> 診断 <input type="checkbox"/> 啓発普及 <input type="checkbox"/> 事務処理	<input type="checkbox"/> 実践活動 <input type="checkbox"/> 軽微な補修 <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 会議	<input type="checkbox"/> 推進活動 <input type="checkbox"/> 補修/更新(長寿命化) <input type="checkbox"/> 増進活動 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 計画策定		

〇〇 年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名： _____

日付	分類	内 容	1. 農地維持支払及び資源向上支払 (施設の長寿命化を除く)			2. 資源向上支払(施設の長寿命化)			領収書 番号	活動 実施日	備 考	長寿命化 扱い
			収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)				
合 計												

【集計】

1農地維持・資源向上(共同)

(円)

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.購入・リース費		
6.外注費		
7.その他支出		
8.返還		
次年度への持越(残高)		
合 計		

【集計】

2資源向上(長寿命化)

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.購入・リース費		
6.外注費		
7.その他支出		
8.返還		
次年度への持越(残高)		
合 計		